

平成14年12月 検定試験

〔No.41〕 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収・破壊法）に関する記述として、**適切なもの**は次のうちどれか。

- (1) 代替フロン（HFC134a）は、フロン回収、破壊法に規定する対象冷媒ではない。
- (2) 回収業者となる場合は、所在地を管轄する都道府県知事に登録しなければならない。また、回収したフロン類の量などを記録し、毎年度主務大臣に報告しなければならない。
- (3) 引取業者となる場合は、所在地を管轄する都道府県知事に登録しなければならない。
- (4) カー・エアコンの整備の際、少量であれば大気中に放出してもよい。